



## 1 社随意契約する理由

業 務 名	令和7年度 特下山修第10号 桑川浄化センターNo.2 ばっ気攪拌装置部品取替修繕
1 社随意契約する理由	村上市財務規則第133条第3項第2号の規定による (性質)  本修繕は、水処理の重要施設であるオキシレーションデ ィッチのばっ気攪拌を行うための装置の修繕である。 本装置は、1992年に下記業者が製造設置した装置で設 置から部品等の取替を実施したことが無く、下記業者によ る点検の結果、No.1 ばっ気攪拌装置については、運転には 支障が無いが機器より異音が発生しているという結果であ ったが、メーカーからの部品供給が終了しており修繕が難 しい状況である。 そのことから、異常が確認されなかったNo.2 ばっ気攪拌 装置の部品等の取替を実施し、No.1 ばっ気攪拌装置が運転 不能となった際も、施設の運用に支障とならないよう修繕 を行うべく、既存設備等とも密接不可分な関係があり、当 該施設及び設備を熟知し、緊急時においてもメンテナンス が迅速に対応可能な下記業者と1社随意契約するもの。
随意契約の相手方	新潟市中央区東大通1丁目3番10号 株式会社 前澤エンジニアリングサービス 新潟営業所 所長 川崎 亮二

## 契約締結結果表

工事番号及び工事名 令和7年度 特下山修第10号 桑川浄化センターNo.2ばっ  
気攪拌装置部品取替修繕

工事場所 村上市 桑川 地内

種別 機械器具設置

概要 令和7年度 特下山修第10号 桑川浄化センターNo.2ばっ  
気攪拌装置部品取替修繕  
No.2ばっ気攪拌装置部品取替修繕 1.0式

### 契約の相手方

商号又は名称 株式会社 前澤エンジニアリングサービス 新潟営業所

住所 新潟市中央区東大通一丁目3番10号

契約締結日 令和 7年 6月 3日

履行完了日 令和 8年 2月28日

契約金額 3,080,000 円